

# 一般社団法人日本インターネット医療協議会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本インターネット医療協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、患者・家族や一般市民が、医療・保健・福祉の分野において、インターネット等の情報通信技術を活用して、情報やサービスを利用するに際して、質の高い情報やサービスを安全、有効に利用できる環境づくりを推進していく事業を行うことにより、公益の増進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) インターネット医療（eヘルス）の提供・利用に関する調査研究
- (2) インターネット医療（eヘルス）に関するガイドラインの策定及び運用
- (3) Web サイト等の評価認定プログラムの開発及び運用
- (4) プライバシー保護、セキュリティに関する研究及び教育研修
- (5) インターネット医療（eヘルス）に関する研究会の開催
- (6) 医療・保健・福祉に係る情報システム及び新規技術の開発提供
- (7) 内外の関係機関、諸団体との交流活動等
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 しかし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）の趣旨に照らして、社員は一切の報酬、精算金などを受けてはならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、一般社団法人法に規定する事項及び当法人の組織、運営、管理その他当法人に関する一切の事項について決議をすることができる。

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第14条 社員総会は東京都において開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

3 社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく社員総会を開催することができるものとする。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

2 代表理事が定めたときは、社員は電磁的方法による議決権の行使ができるものとする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般社団法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 1名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、2名以内を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事(内2名以内を代表理事として)及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長とする。ただし、代表理事が1名の場合は、当該代表理事を理事長とする。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(代表理事及び理事の職務及び権限)

第22条 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 理事は、代表理事の業務執行を監視し、また、当法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監事に報告するものとする。
- 3 代表理事から、特定の理事に対して、特定の職務の委任が有った場合には、当該職務を執行するものとする。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、代表理事、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 増員又は補欠として選任された理事の任期は、他の在任理事又は前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事若しくは監事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 代表理事、理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を代表理事に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、一般社団法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事の過半数の同意により、免除することができる。

- 2 当法人は、一般社団法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第5章 基金

(基金の拠出)

第29条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第30条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、代表理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第31条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第32条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について社員総会における決議を経た後、代表理事が決定したところに従って行う。

## 第6章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 本定款は、社員総会の決議をもって変更することができる。

(解散)

第37条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅した場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第38条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人に贈与するものとする。

## 第8章 附則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年9月30日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第40条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事兼代表理事	理事長	辰 巳 治 之
設立時理事兼代表理事	副理事長	三 谷 博 明
設立時理事		大 山 博 司
設立時理事		上 出 良 一
設立時理事		西 藤 成 雄
設立時理事		東 丸 貴 信

設立時理事	中 山 健 夫
設立時理事	花 井 莊太郎
設立時理事	水 島 洋
設立時理事	宮 下 護 人
設立時理事	森 田 巧
設立時理事	山野邊 裕 二
設立時監事	福 富 敏 浩

(法令の準拠)

第42条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令によるものとする。